

兵庫県政に対する要望について

尼崎市

令和5年10月

要望にあたって

尼崎市市政推進にあたっては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

尼崎市においては、ファミリー世帯の定住・転入促進の観点から、これまでも、鉄道駅周辺を中心とした整備や治安向上の取り組みなどを進めてきました。その成果として、令和4年度の市民意識調査では、「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合が、調査開始以来、初めて6割を超えるなど、まちのイメージの向上が図られつつあります。

今後は、今年度から新たに始動した第6次総合計画に基づき、こうした流れをより強固なものとし、これまでの改革の成果を成長軌道に乗せるため、子ども・子育て施策の強化、ファミリー世帯の定住・転入促進、地域経済の活性化等といった視点から、尼崎を次のステージへ進めるための取組をより強力で推進していきたいと考えています。

これらの取組に対し、特段の配慮をお願いいたしたく、兵庫県政に対する要望をいたしますので、ご高配賜りますようお願いいたします。

尼崎市長 松本真

【要望項目】

【重点要望項目】

- 1 尼崎西宮芦屋港における RoRo 船ターミナル・ふ頭間連絡道路の整備に向けた港湾計画の早期改訂について…………… 3
- 2 尼崎市市内における道路の課題について…………… 4
- 3 南部地域の活性化について…………… 6
- 4 子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた取組について…………… 7
- 5 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）について…………… 8

【一般要望項目】

- 6 学校における教職員体制の充実等について…………… 9
- 7 朝鮮学校に対する助成について…………… 11
- 8 アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等とアスベスト除去等に係る県及び国制度の拡充について…………… 12

【重点要望項目】

- 1 尼崎西宮芦屋港における RoRo 船ターミナル・ふ頭間連絡道路の整備に向けた港湾計画の早期改訂について

< 要望事項 >

RoRo 船ターミナルの早期整備やふ頭間連絡道路の整備に向け、港湾計画の早期改訂を行うこと。

< 説 明 >

兵庫県で行われている尼崎西宮芦屋港の港湾計画の改訂に係る検討会には尼崎市の副市長が委員として参画しており、令和3年3月には、尼崎西宮芦屋港の将来像を記載した長期構想が公表された。

長期構想の中では、将来像の実現に向けた取組として、末広地区での RoRo 船ターミナルの整備や、東海岸町沖地区と末広地区を結ぶふ頭間連絡道路の整備などが記載されているが、尼崎市では産業・貨物の高度化、高品質化、物流多頻度化等に伴い、集配送・流通加工等の機能を備えた物流施設の需要が高まっている状況であるため、RoRo 船ターミナルの早期整備やふ頭間連絡道路の整備に向け、港湾計画の早期改訂をお願いしたい。

【重点要望項目】

2 尼崎市内における道路の課題について

<要望事項>

- ① 尼崎伊丹線の計画的な事業進捗を行うこと。また、「阪神尼崎南工区」の早期事業化を行うこと。さらに、大阪・関西万博開催中における交通混雑緩和に向けた来場者輸送対策のため万博協会に対し交通分散に関する取組みの働きかけを行うこと。
- ② 山手幹線の大阪方面への延伸の早期整備について引き続き大阪府と協議すること。
- ③ (都)常光寺難波線、(都)園田豊中線の2路線の街路事業について、確実な予算配分を行うこと。また、園田西武庫線・尼崎宝塚線・尼崎伊丹線について、予算の優先配分と各年度における予算の平準化に配慮すること。

<説明>

- ① 国道43号周辺交差点では、交通容量超過による慢性的な渋滞が発生していることから、兵庫県と尼崎市では、尼崎伊丹線の拡幅事業を進めている。

臨海東部地域での大型物流施設の開発により物流交通が集中することに加え、2025年には、大阪・関西万博の会場外駐車場設置が当地域に計画され、万博開催期間中の交通渋滞緩和対策が検討されているところであり、これを機に将来的には臨海部における交通需要の増加を見据えた周辺道路における交通対策が必要となる。

そのため、引き続き尼崎伊丹線については計画的な事業進捗をお願いするとともに、兵庫県で施行中の(都)尼崎伊丹線の「阪神尼崎北工区」の道路拡幅事業については、阪神電鉄の高架工事などに多大な年月を要することが見込まれるため、早期に事業効果を発現させるためにも、「阪神尼崎南工区」の早期事業化をお願いしたい。

また、大阪・関西万博開催中における交通混雑緩和に向けた来場者輸送対策として、公共交通利用のPR徹底やTDM(交通需要マネジメント)実施等、万博協会に対し交通分散に関する取組みの働きかけをお願いしたい。

- ② 山手幹線は、平成19年3月に戸ノ内工区までの整備が完了しているが、大阪府境で三国塚口線との接続が出来ていないことから、国道2号、国道43号を補完する東西主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況である。

大阪府の三国塚口線の府県境未着手工区は、「大阪府都市整備中期計画(R3.3)」において、令和12年度までに事業着手する路線として位置付けられ

ている。現在、大阪府では事業中工区の整備および未着手工区の事業化に向けた豊中市、阪急電鉄等と鉄道交差形式や周辺のまちづくり等についての調整を進めている。

災害時における、緊急医療・緊急物資の円滑な輸送の確保及び、阪神間の交通ネットワーク強化のため、山手幹線の大阪方面への延伸の早期整備について引き続き大阪府との協議をお願いしたい。

- ③ 令和6年度から、(都)常光寺難波線、(都)園田豊中線の2路線が県市町合同パッケージの要素事業として組み込まれる予定である。

(都)常光寺難波線は、総事業費約20億円で令和6年度から9年度までの債務負担行為を活用した波洲橋の架け替え工事を予定しているため、また、(都)園田豊中線についても、令和5年度から工事を着工予定とし令和6年度での完成を見込んでいるため、この2路線の街路事業についてどちらも確実な予算配分をお願いしたい。

また、現在施行中の県施行街路事業についても、緊急輸送道路の整備並びに渋滞緩和に寄与する道路((都)園田西武庫線(御園工区・藻川工区)・(都)尼崎宝塚線(阪急立体工区)・(都)尼崎伊丹線(阪神尼崎北工区))の整備を進めており、計画的な事業推進には確実な予算配分が必要である。

緊急輸送道路の整備並びにベイエリアの交通アクセス機能強化、渋滞緩和に寄与する道路(園田西武庫線・尼崎宝塚線・尼崎伊丹線)の計画的な事業推進に向け、予算の優先配分をお願いするとともに、土地開発公社の活用などにより、各年度における予算の平準化にも配慮をお願いしたい。

【重点要望項目】

3 南部地域の活性化について

< 要望事項 >

フェニックス事業用地や尼崎の森中央緑地などの南部地域の活性化について、引き続きの連携・協力をお願いしたい。

< 説 明 >

2025年の大阪・関西万博に向けては、会場外駐車場の隣接地での賑わいの活用のみならず、「ひょうごフィールドパビリオン」に認定された運河クルーズツアーなど様々なイベントの実施、次世代モビリティである空飛ぶクルマのデモフライトなど、兵庫県と連携して取り組んでいくこととしている。

また、万博のレガシーとして、こうした賑わいづくりを継続させるとともに、中長期的な視点に立って、尼崎ベイエリアにおける新産業の創出につなげていきたいと考えている。

フェニックス事業用地や尼崎の森中央緑地などの南部地域の活性化について、産業の発展やにぎわいづくりなど、万博後も見据えて兵庫県及び尼崎市の成長に資する利活用がなされるよう、引き続きの連携・協力をお願いしたい。

【重点要望項目】

4 子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた取組について

<要望事項>

- ① 尼崎市が目指す「子育て世帯の定住・転入に資する良好な住環境の形成」に向けて、尼崎市住環境アドバイザーボードへの参画をはじめ、その検討に関する情報共有を密に行うこと。また、兵庫県と尼崎市がそれぞれ検討を進める施策の方向性及び講じようとする手法において連携をすること。
- ② 兵庫県における「子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保」に向けた施策について、エリアごとにまちづくりを行う市町の取組を支援し、各エリアの特色を生かしたまちづくりの推進に資する制度とするよう検討すること。

<説明>

尼崎市では、子育て世帯の転出超過が課題となっており、バランスの取れた人口の年齢構成を築くため、子育て世帯の定住・転入の促進に取り組んでいる。

子育て世帯の定住・転入の促進に向けた住環境整備の取組として、尼崎市は床面積が小さい住宅の割合が多く、子育て世帯が快適に住むことができる住宅環境は十分ではないことから、今年度より、外部専門家による「尼崎市住環境アドバイザーボード」を設置した。住宅の供給主体である開発事業者の考え方や良質な住宅供給を図る上での課題やニーズ等を把握し、尼崎市の住環境・住宅供給の目指すべき方向性を見極めて、実効性のある行政手法につなげていくこととしている。

- ① 兵庫県においても、「子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保」に向けた施策について検討が進められているところであるが、尼崎市住環境アドバイザーボードへの参画など、尼崎市が目指す「子育て世帯の定住・転入に資する良好な住環境の形成」に向けた検討に関する情報共有を密に行うこと、また、県営住宅と市営住宅の共同活用をはじめ、兵庫県と尼崎市がそれぞれ検討を進める施策の方向性及び講じようとする手法について連携することをお願いしたい。
- ② 阪神間は子育て世帯をはじめ住宅ニーズが高いエリアである一方で、市町ごとに住宅事情は異なっており、また、個別の市町の中であっても地域ごとの特色は様々である。そのため、尼崎市では地域特性に応じたエリアブランディングの取組を進めながら、住環境の整備を図っているところである。

兵庫県の「子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保」に向けた施策についても、制度設計にあたっては各市町の意見を丁寧に聞きながら、エリアごとにまちづくりを行う本市の取組を支援し、各エリアの特色を生かしたまちづくりの推進に資する制度とするよう検討されたい。

【重点要望項目】

5 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）について

<要望事項>

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置検討に向け指導助言並びに協力をお願いしたい。

<説明>

尼崎市では不登校児童生徒が増加傾向にあり、学校以外の多様な学びの場として、身近な居場所・学習の場である教育支援室「ほっとすてっぷ」3カ所、「サテライト教室」8カ所を設置運営するなどの支援を行っている。また、「ほっとすてっぷ」「サテライト教室」にも通うことが難しい児童生徒に対するアウトリーチ支援として、大学生や社会人をボランティアとして家庭に派遣し、児童生徒とのふれあいを通して社会的自立を育むハートフルフレンド事業等、不登校児童生徒の状態に合わせた様々な支援を行っている。

さらに、令和5年度からは、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）について、先進事例の視察や有識者会議の知見を得て調査研究を行っているところである。

ついでには、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置検討に向け指導助言並びに協力をお願いしたい。

【一般要望項目】

6 学校における教職員体制の充実等について

<要望事項>

- ① 常勤の欠員補充については会計年度任用職員や時間講師も可能にするなど、任用ルールの弾力的な運用を行うとともに、教員確保のため、教員採用試験において他府県並みの優遇措置の検討を行うこと。また、市立高等学校への一名でも多くの正規教員の配置を行うこと。
- ② 特別な学習指導や生徒指導等、一人ひとりの児童に寄り添った指導・支援ができる加配教員の一層の増員を行うこと。また、中学校における35人学級の早期の実施に向け、国への基礎定数改善の働きかけや、生徒指導・不登校等の課題に対応する加配教員の増員を行うこと。
- ③ 義務標準法では定数に含まれていない特別支援教育コーディネーターの専任教員が配置されるよう、国へ改善の働きかけを行うこと。

<説明>

- ① 昨今、全国的に教員希望者が減少していることなどから、臨時講師の確保が非常に難しく、教員が欠員となっている学校が増加していることが大きな課題となっている。尼崎市においても、現状、年度当初の欠員に加え、年度途中からの産休や育休取得者を抱え、その代替教員の確保に苦慮しており、OB教員や非常勤勤務を希望する者への説得だけでなく、新規登録者確保のために、各大学、公共施設へ講師募集のチラシを配布し、ハローワークや求人サイトを活用し臨時講師の確保に努めているが、全欠員の補充には至らない状況である。

また、市立高等学校においては臨時講師の割合が非常に高く、今後の高校教育を担う人材の育成について課題がある。

常勤の教師が欠員となった場合には、常勤講師しか任用できないルールとなっているが、欠員が生じた場合、児童生徒への授業ができないなどその影響は非常に大きいため、常勤の欠員補充については、会計年度任用職員や時間講師も可能にするなど、任用ルールの弾力的な運用をお願いしたい。

また、兵庫県教職員採用試験において、兵庫県での臨時講師や会計年度職員経験者には加点措置等が取られているが、県内で臨時講師として働いている人やこれから兵庫県で働きたいという意欲を持った若手を確保するために、近隣他府県が行っているような筆記試験免除や大学等の推薦枠などの優遇措置も設けるようお願いしたい。

加えて、市立高等学校の教員配置にあたっては、安定した学校運営を継続するために、一人でも多くの正規教員の配置をお願いしたい。

- ② 小学校においては、段階的に35人学級となるとともに、「兵庫型学習システム」の推進により、教科指導の充実や教員の負担軽減が図られている。また、中学校においては、「兵庫型学習システム」において35人学級を選択できるが、授業時間数増加等の課題があることから、尼崎市においては1校のみの実施となっている。

尼崎市では、きめ細やかな指導及び一人ひとりに応じた支援を実現するために、県の施策を活用するとともに市費にて、特別支援教育支援員や学習支援員等の会計年度任用職員を各学校に配置し、支援が必要な児童生徒への対応に努めるなど、教育の充実を図っている。

小学校において、個々の児童が抱える課題は多様化していることから、特別な学習指導や生徒指導等、一人ひとりの児童に寄り添った指導・支援ができる加配教員の一層の増員をお願いしたい。また、中学校における35人学級の早期の実施に向け、国への基礎定数改善の働きかけや、生徒指導・不登校等の課題に対応する加配教員の増員をお願いしたい。

- ③ 尼崎市では、特別支援学級在籍児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加の一途をたどるなか、支援内容も多様化しており、特別支援教育コーディネーターの校内支援体制充実に係る必要性がますます高くなっている。

ところが、指名された特別支援教育コーディネーターは、学級担任等と兼任していることから関係機関との連携を図る時間の確保が難しく、早期対応、早期支援に支障が生じている。

尼崎市の特別支援学校では、市内の学校園で唯一専任コーディネーターを指名しているが、特別支援教育コーディネーターとして加配されているわけではないため、学校長が校内人事の調整により、かろうじて1名専任している状況である。特別支援学校においても、校内支援や関係機関との連絡調整が多岐にわたっていることから、尼崎市の特別支援教育のセンター的機能を果たす時間が十分とはいえなくなっている。

義務標準法では特別支援教育コーディネーターが定数に含まれていないが、保護者や関係機関と連携して特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援をきめ細やかに行うためには、専任の特別支援教育コーディネーターが必要である。よって、特別支援教育コーディネーターの専任教員が配置されるよう、国へ改善の働きかけを切にお願いしたい。

【一般要望項目】

7 朝鮮学校に対する助成について

<要望事項>

「外国人学校振興費補助」においては、その他の外国人学校に求める基準を同様に朝鮮学校に求めるのではなく、在日朝鮮・韓国人における歴史的経緯を鑑み、民族教育を希望する者の「選択の自由」が確保できるよう、学校存続のための特段の配慮を行うこと。

<説明>

朝鮮学校については、法的に各種学校の扱いであることから私立学校と同等の補助が受けられないことに加え、県からの「外国人学校振興費補助」の教育充実分の交付基準を満たさないとして、現在では、他の外国人学校の1/2相当の補助しか受けられていない。また、朝鮮学校への新規入学者も年々減少傾向にあり、慢性的に運営難が続いており、朝鮮学校に在学する児童・生徒の保護者等の寄付金に頼らざるを得ず、学校の存続が危ぶまれる状況にある。

尼崎市では、市内にある朝鮮初中級学校が義務教育課程に相当する教育を行っていること、保護者は納税者であること、また、わが国が批准している「児童の権利に関する条約」において、自国の言語、文化等の教育を受ける権利を保障されていること等を勘案し、保護者の負担軽減及び民族教育を希望する者の「選択の自由」を支援することを目的として、市内在住の児童生徒の保護者に対し、補助金を支給している。

「外国人学校振興費補助」においては、その他の外国人学校に求める基準を同様に朝鮮学校に求めるのではなく、在日朝鮮・韓国人における歴史的経緯を鑑み、民族教育を希望する者の「選択の自由」が確保できるよう、学校存続のための特段の配慮をお願いしたい。

【一般要望項目】

8 アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等とアスベスト除去等に係る県及び国制度の拡充について

<要望事項>

- ① アスベストによる健康被害に対し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築及び被害者の救済制度の充実について国に要望すること。
- ② アスベスト除去等の取組促進に向け、事業者の負担が軽減され補助制度が実効性のあるものとなるよう現行の補助制度の枠組みにおいて、県の補助制度の創設を行うとともに、国に対しても補助制度の拡充の働きかけを行うこと。

<説明>

- ① 平成17年6月の「クボタショック」以来、多くのアスベストによる健康被害を受けた方々を支える尼崎市では、これまで、多くの自治体と連携し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築を推し進めるよう国に要望してきた。

また、昨年度、国において、石綿健康被害救済制度の評価・検討を行う石綿健康被害救済制度小委員会が開催されたことを受け、尼崎市として当該小委員会に対しアスベスト被害を受けた方々が安心して生活できるような救済制度の充実に関し要望を行ったものの、どちらも実現するに至っておらず、こうした要望について、県からも国へ強く要望いただくことをお願いしたい。

- ② 本市では、国による社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）の住宅・建築物アスベスト改修事業の制度を活用し、民間建築物に施工されている吹付けアスベストの除去等の費用の一部を補助し、アスベストの除去等の促進を図っているが、これまでの実績としては、調査が14件、除去等が8件であり、この補助制度が十分活用されているとは言い難い。また、アスベスト調査台帳の整備をしているなかで、1,000㎡以上の民間建物で吹付けアスベスト等が施工され対策が未済のものが7棟あり、実際のところ、アスベスト除去等がまだ進んでいない状況である。

アスベスト除去等に係る必要経費の2/3を事業者が負担することになる現状を踏まえ、現行の補助制度の枠組みにおいて、事業者の負担の軽減が図られ実効ある制度となるよう、県の補助制度の創設を行うとともに、国に対しても補助制度の拡充の働きかけを行うこと。

尼崎市 総合政策局 政策部 都市政策課

〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎北館4階

電話番号 06-6489-6138

Eメール ama-seisaku@city.amagasaki.hyogo.jp